

掛川市規則第27号

掛川市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市住民投票条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市住民投票条例施行規則（平成26年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（印を押すことを除く。次項において同じ。）」を削る。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

（1枚目）

年 月 日

住民投票実施請求者署名簿

（2枚目以降）

選挙管理委員会使用欄		署名 年月日	住所	生年月日	氏名	代筆した場合（心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）			備考
有効 無効 の印	番号					代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の氏名	
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		
		年 月 日	掛川市	年 月 日		掛川市	年 月 日		

（注）署名審査の終了後、掛川市住民投票条例第10条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。